

## まつやま未来コネクト実証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まつやま未来コネクト活動運用規程第4条第2項及び第7条の規定に基づき、地域課題の解決に向けた実証事業（以下「実証事業」という。）の実施に要する経費の一部に対して予算の範囲内でまつやま未来コネクト実証事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するまつやま未来コネクトの会員（以下「会員」という。）とする。

- (1) 実証事業を自ら実施できること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる実証事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する実証事業とする。

- (1) 地域課題の解決を目的とし、かつ、第7次松山市総合計画に掲げる将来都市像の実現に資するもの
- (2) 松山市内で実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる実証事業は、補助対象事業としない。

- (1) 他の補助金制度等による補助を受けている又は受けることが確定しているもの
- (2) 他の行政、大学、民間事業者、NPO等の事業者や団体等へ補助することを目的とするもの
- (3) 補助対象者の運営を目的とするもの
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (5) 過去の採択事業者が行う申請であって、当該事業者の過去の採択事業から発展性を有しないもの
- (6) 第7条第1項の規定による補助金の交付を決定した日より前に既に着手しているもの
- (7) 第7条第1項の規定による補助金の交付を決定した日が属する年度の2月末日までに完結しないもの
- (8) その他まつやま未来コネクトの会長（以下「会長」という。）が適当でないとするもの

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、会長が第7条第1項の規定による補助金の交付決定の日以後補助対象事業が完了した日又は当該補助金の交付を決定した日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に係る別表に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以下の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、会長が別に定める期間内に、まつやま未来コネクト実証事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 補助申請者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定してまつやま未来コネクト実証事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助申請者に通知するものとし、補助金を交付しないことを決定したときは補助申請者にその旨を通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するに当たり、必要に応じ条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又は付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の内容の変更)

第9条 補助事業者は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費を変更するときは、あらかじめ、まつやま未来コネクト実証事業補助金変更承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障を及ぼさない軽微な変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

2 会長は、前項の承認に当たり、必要に応じ条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、まつやま未来コネクト実証事業補助金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときはまつやま未来コネクト実証事業補助金中止（廃止）承認通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の承認に当たり、必要に応じ第12条に規定する実績報告を求めることができる。

4 会長は、第1項の承認をしたときは、当該補助事業について、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

(進捗報告)

第11条 補助事業者は、会長の求めに応じ、補助事業の進捗状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、会長が別に定める期日までに、まつやま未来コネクト実証事業補助金実績報告書（第6号様式）及びまつやま未来コネクト実証事業補助金交付請求書（第7号様式）に必要な書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 会長は、前条の規定によるまつやま未来コネクト実証事業補助金実績報告書（第

6号様式)及びまつやま未来コネクト実証事業補助金交付請求書(第7号様式)が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の報告)

第14条 補助事業者は、消費税等の申告により補助金の対象となった経費の消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税等に係る仕入控除税額報告書(第8号様式)により速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による報告があったときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第7条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき。

(3) 第7条第2項及び第9条第2項に規定する条件に違反したとき。

(4) 第11条、第12条又は第14条第1項の規定による報告を怠ったとき。

(5) 補助事業等の執行について不正の行為が認められるとき。

(6) その他会長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 会長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の取消しの決定を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助事業者に当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 前項の命令を受けた補助事業者は、当該補助金を定められた期限までに返還しなければならない。

5 第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合に生じる損害について、会長は賠償の責めを負わない。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助金の交付を受けた者は、前条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を求められたときは、その求めに係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、

当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をまつやま未来コネク  
トに納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金に充てられたものとみなす。

3 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をまつやま未来コネク  
トに納付しなければならない。

4 第1項又は前項の額の計算につき規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（関係書類の整備）

第17条 補助事業者は、補助対象経費に関する証拠書類を整理し、事業が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	
費目	経費の内容
報償費	講師や外部人材への謝礼など
旅費	国内から講師や外部人材を招聘するための交通費（鉄道、航空機、バス等の運賃）及び宿泊費など ※領収書等が取得可能なものであり、最も経済的かつ合理的な経路・手段を選定すること
需用費	実証事業の実施に必要な消耗品費，印刷製本費など
原材料費	実証事業における試作品等の原材料となる物品の購入費など
役務費	通信運搬費，広告料，手数料など
委託料	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて，他の事業者に委託する場合の経費 ※委託内容，金額が明記された契約書を締結し，委託する側である補助事業者に成果物等が帰属すること
使用料及び賃借料	会場借上料，リース，レンタル料など